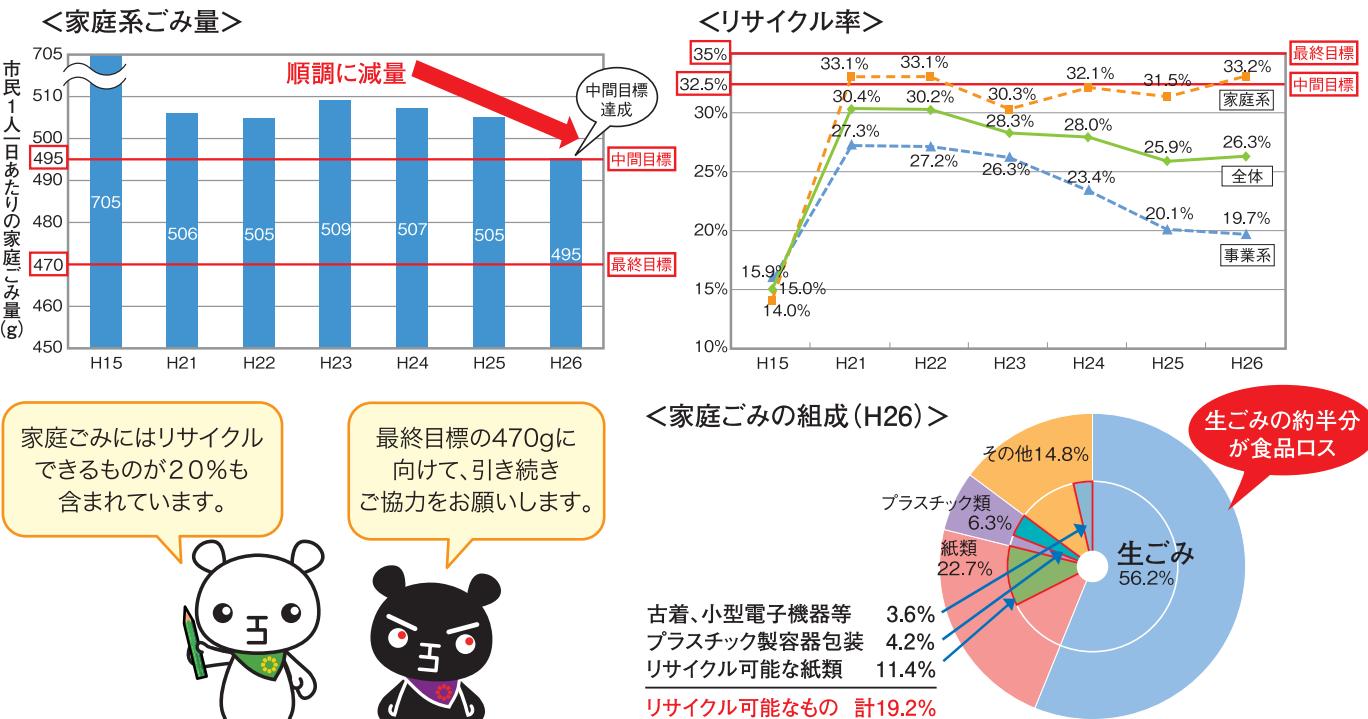


取組みの方向性

1 最適な「地域循環圏」の構築

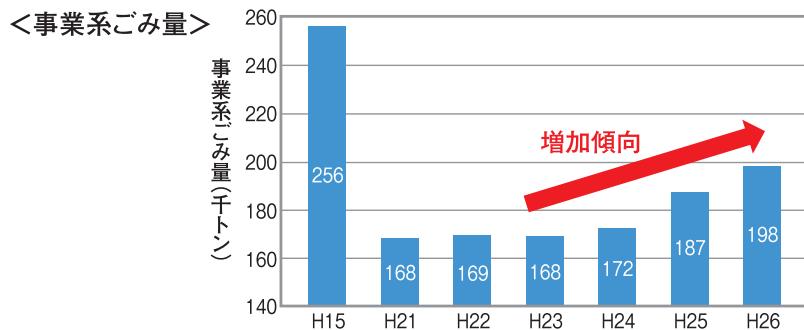
(1)家庭ごみの減量化・資源化の推進

市民1人あたりの家庭ごみ量は、中間目標を1年前倒して達成しており、市民の皆様のご協力により、順調に減量しています。しかし、家庭ごみの中には、雑がみをはじめとする古紙や、プラスチック製容器包装など、まだリサイクル可能なものが含まれています。計画目標の達成に向け、まずごみの発生を抑制(リデュース)し、次いで再使用(リユース)、リサイクルの順に取組むことが必要です。

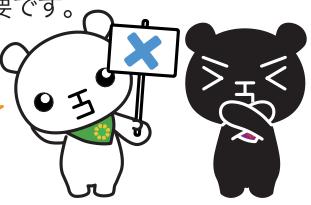


(2)事業系ごみの減量化・資源化の推進

事業系ごみは、平成16年度に行った抜本的な取組みにより、減量化・資源化が進みました。近年はごみ量が増加傾向に転じています。他都市との比較でも、特にごみ量が多い状況を踏まえ、効果的な減量化・資源化の対策が必要です。



政令指定都市の中でも
事業系ごみが
特に多いんだね。



＜事業系ごみ量の政令指定都市比較(H26)＞

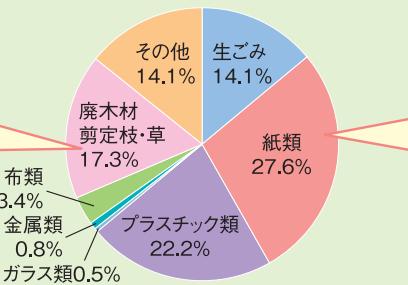
	北九州市	政令市平均
事業系ごみ総量	198,443トン	165,646トン
1事業所あたりのごみ量	4.6トン	2.8トン

事業系ごみの現状

- 焼却工場には、搬入禁止となっているリサイクル可能な古紙や廃木材が多く搬入されています。
- 焼却工場の受入ルールを知らない事業者が2割存在し、啓発が必要です。



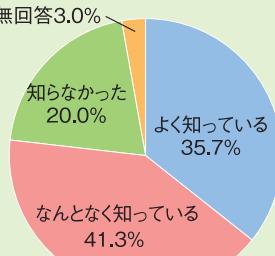
＜焼却される事業系ごみの内訳＞



紙類のうち、リサイクル可能なものの

種別	組成率	重量
雑がみ	11.3%	17,584トン
段ボール	6.7%	10,381トン
新聞・雑誌	2.8%	4,316トン
紙パック	0.6%	868トン
合計	21.4%	33,149トン

＜焼却工場の受入ルールの認知度＞



＜焼却工場の受入ルール＞

- リサイクル可能な古紙、廃木材の搬入禁止
 - ・工場搬入には、リサイクル業者が発行する「リサイクル不可証明書」が必要
- 産業廃棄物は受入不可
 - ・かん・びん・ペットボトル等、プラスチック類、ガラス類、金属類などは搬入禁止
 - ・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さは、市と協議の上、搬入可能

【主な取組みの方向性】

①事業系ごみ処理の適正化(広報・指導)

- ごみ減量化・資源化と適正処理の確保に向け、マニュアルや説明会などによる効果的な情報提供を行います。
- 焼却工場に搬入されるごみのチェック体制を強化します。
- 事業系ごみが家庭ごみステーションに出されないよう指導を徹底します。

②ごみ減量・リサイクル

- 事業所の制服・作業着などのリサイクルを推進します。
- 食品ロス削減に向けて、啓発を強化するとともに、民間リサイクルの取組み支援により、食品廃棄物の減量化・資源化を推進します。



事業系ごみが増加している状況を踏まえ、減量化・資源化の取組みを強化しながら、必要に応じて、適正な処理手数料のあり方を検討します。